

# 無線局の登録申請について

## 【申請手続きの流れ】

●登録申請の手順 (無線機を1台で登録申請する場合)		●包括登録申請の手順 (無線機を2台以上で登録申請する場合)	
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「無線局の登録申請書」</li> <li>収入印紙1枚(2,300円分)</li> <li>封筒2枚(登録申請書の送付用、登録状の返信用)</li> </ul>	準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「無線局の登録申請書」</li> <li>「包括登録に係る無線局の開設届出書」</li> <li>収入印紙1枚(2,900円分)</li> <li>封筒3枚(登録申請書の送付用、登録状の返信用、開設届出書の送付用)</li> </ul>
登録申請書の作成	「無線局の登録申請書」に必要事項を記入し、収入印紙を貼ります。 <b>参照：「無線局の登録申請書の記載例」</b>	登録申請書の作成	「無線局の登録申請書」に必要事項を記入し、収入印紙を貼ります。 <b>参照：「無線局の包括登録申請書の記載例」</b>
書類発送	無線設備の常置場所を管轄する総合通信局宛に送付します。 (送付先は※1を参照)	書類発送	申請者の住所を管轄する総合通信局宛に送付します。 (送付先は※1を参照)
登録状	提出された申請書類に不備や問題がなければ、15日程度で登録状が交付されます。 (登録の有効期間は登録の日から5年です。)	登録状	提出された申請書類に不備や問題がなければ、15日程度で登録状が交付されます。 (登録の有効期間は登録の日から5年です。)
<b>申請手続き完了・運用開始</b>		<b>運用開始</b>	
		開設届出書の作成、発送	「包括登録に係る無線局の開設届出書」に必要事項を記入し、運用開始から15日以内に無線設備の常置場所を管轄する総合通信局に到着するように送付します。 (送付先は※1を参照) 参照：「包括登録に係る開設届出書の記載例」 <b>※手続きを行わず使用しますと、無線局の開設届出義務違反となり、30万円以下の罰金に処せられます。</b>
		<b>申請手続き完了</b>	

※1：申請書の送付先

宛先は、〇〇総合通信局(沖縄区域の場合は、沖縄総合通信事務所)御中とし、「デジタル簡易無線局の登録申請担当」と併記して下さい。

なお、申請書送付の際には、登録状(A4サイズ)送付用に必ず返信用の封筒(切手貼り付け)を同封してください。

	郵便番号	住所		管轄区域
北海道総合通信局	060-8795	札幌市北区北8条西2-1-1	札幌第1合同庁舎	北海道
東北総合通信局	980-8795	仙台市青葉区本町3-2-23	仙台第2合同庁舎	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東総合通信局	102-8795	千代田区九段南1-2-1	九段第3合同庁舎	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
信越総合通信局	380-8795	長野市旭町1108	長野第1合同庁舎	新潟、長野
北陸総合通信局	920-8795	金沢市広坂2-2-60	金沢広坂合同庁舎	富山、石川、福井
東海総合通信局	461-8795	名古屋市東区白壁1-15-1	名古屋合同庁舎第3号館	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿総合通信局	540-8795	大阪市中央区大手前1-5-44	大阪合同庁舎第1号館	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国総合通信局	730-8795	広島市中区東白島町19-36		鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国総合通信局	790-8795	松山市宮田町8-5		徳島、香川、愛媛、高知
九州総合通信局	860-8795	熊本市西区春日2-10-1	熊本地方合同庁舎(A棟)	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合通信事務所	900-8795	那覇市旭町1-9	カフーナ旭橋B-1街区 5F	沖縄

※2：無線局の運用にあたっては、1局当たり年間450円(包括登録申請)/500円(登録申請)の電波利用料を納付する必要があります。(納入告知書により、納付期限内に納付。電波利用料は法改正に伴い変更される場合があります。)納入告知書を登録人住所以外の場所へ送付を希望される場合は、(包括)登録申請書と同時に納入告知先申出書を提出してください。詳しくはケンウッドホームページを参考にしてください。ホームページや付属の書類に記載された住所や金額等は、移転や法改正に伴い変更される場合があります。

※3：その他の手続き

登録有効期間満了後にも引き続き運用する場合には、**有効期間満了の1~3ヶ月前に再登録申請**を行って下さい。また、途中で運用を取りやめる場合には**廃止届**を提出して下さい。

無線局の登録申請手続きに当たっては、総務省の電波利用ホームページ <http://www.tele.soumu.go.jp/> の「無線局開局の手続き・検査」⇒「無線局の登録手続き」も参考にしてください。

無線局の登録申請書の記載例

収入印紙

2,300円分の収入印紙を貼ってください。

無線局 登録 申請書  
無線局 包括登録

「包括登録」の文字上に2重線を引いてください。

提出年月日を記載してください。  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

法人または団体の場合はその商号または名称並びに代表者役職及び氏名を記入してください。法人の場合の申請者は本社となります。(支社、支店での申請は不可)

〇〇 総合通信局長 殿  
申請者

沖縄区域では「総合通信局長」の文字上に2重線を引いて、下側に「沖縄総合通信事務所長」と記載してください。

ふりがな 住所  
ふりがな 氏名又は名称



下記の無線局の登録を受けたいので、電波法第27条の18第2項 電波法第27条の29第2項の規定により別紙の書類を添えて申請します。

記

「電波法第27条の29第2項」の文字上に2重線を引いてください。

1. 無線設備の規格	デジタル簡易無線局
2. 無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	全 国 の 陸 上
3. 周波数及び空中線電力	351.2MHz～351.38125MHz 6.25kHz 間隔 30 波 5W
4. 備考	連絡先： 担当者名： 電話番号：

個人の場合：住所、氏名、電話番号を記載してください。

別紙

無線局の運用を開始する予定年月日を記載してください。		※整理番号	記載不要
1. 無線局の種別コード	C R	記載不要	
2. 運用開始の予定期日	(例) H24. 10. 1	3. 希望する登録の有効期間	最長の5年を希望の場合記載は不要です。5年未満を希望の場合はその期間を記載します。
4. 開設の目的	簡易な業務用		
5. 無線設備の常置場所	フリガナ 都道府県一市区町村 コード〔記載不要〕	無線設備の常置場所の住所(都道府県名より)とフリガナを記載してください。申請者の住所と異なる常置場所の場合は住所の後に支店名や施設名等を記入してください。	
6. 無線設備の工事設計の内容			
識別符号	適合表示無線設備の番号	製造番号	
空中線の利得	記載不要	指向方向	記載不要
7. 備考	記載不要		

技適番号を記載して下さい。

製造番号を記載して下さい。

CSM 番号を記載して下さい。

TMZ-D504  
UHFデジタル車載無線電話装置  
種別コード 3R MADE IN MALAYSIA  
001-XXXXXX  
株式会社 JVCケンウッド 29710

技適番号

9999999999999999  
S/NO. 12345678  
CSM XXXXXXXXX

製造番号

CSM 番号